

一般競争入札の実施について

「第 30 回沖縄市生涯学習フェスティバル会場設営等業務委託」の一般競争入札を実施する。
よって地方自治法施行令第 167 条の 6 及び沖縄市契約規則第 7 条に基づき、次の通り公告する。

令和 7 年 11 月 7 日
沖縄市長 花 城 大 輔

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 第 30 回沖縄市生涯学習フェスティバル会場設営等業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 7 年 12 月 8 日（月）まで

2. 入札参加資格

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする

- ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- イ 公告日から入札執行までの間に沖縄市から指名停止の措置を受けていない者であること
- ウ 過去 2 年以内に官公庁との類似業務の実績が 2 件以上あること
- エ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと

- (2) 入札者に求められる事項

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加申請書および関係書類（以下「参加審査資料」という）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない
なお、期限までに申請書及び参加審査資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本競争に参加できない

ア 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加申請書（市様式）
- (イ) 誓約書（市様式）
- (ウ) 業務実績（市様式）
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 使用印鑑届（市様式）
- (カ) 定款又は法人登記簿
- (キ) 納税証明書（完納証明書）

イ 提出期間：令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 2 時まで（ただし、土日祝日除く）

ウ 提出場所：沖縄市役所 7 階 沖縄市教育委員会 生涯学習課

エ 提出方法：持参によるものとする

オ その他

- (ア) 提出された参加審査資料は、入札参加資格の確認にのみ使用する
- (イ) 提出された参加審査資料は返却しない
- (ウ) 提出期限後の参加審査資料の差し替え、再提出は認めない

3. 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間：令和7年 11 月 7 日（金）から令和7年 11 月 18 日（火）まで
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（ただし、土日祝日を除く）
- (2) 配布方法：沖縄市生涯学習課にて受け取り又は沖縄市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードするものとする。
※ F A X、郵送での配布は行わない。

4. 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問期限：令和7年 11 月 13 日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法：質問書を F A X又はメールで提出すること
送付後は、必ず電話にて到達確認を行うこと
- (3) 質問先：沖縄市 生涯学習課 本部
E-MAIL：kyo_syoub81@city.okinawa.lg.jp
TEL 098-929-4127
FAX 098-937-3548
- (4) 回答方法：すべての質問と回答を令和7年 11 月 14 日（金）午後5時までに参加者全員に F A Xで回答する

5. 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年 11 月 20 日（木）午後2時
- (2) 場所：沖縄市役所 7階 教育委員会会議室
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 必要書類：ア 入札書（市様式）
イ 代理人が入札する場合は、委任状（市様式）

6. 入札の記載方法等

- (1) 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる）が契約金額となる。
- (2) 代理人により入札を行う場合は、当該入札の執行前に委任状（市様式）を入札執行者に提出すること。委任状には会社員（実印）と代理人の印鑑（認

印)を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印鑑と同一の印鑑を使用すること。

7. 無効入札に関する事項

市契約規則第 19 条の規定により、以下に該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札事項を記載しないもの又は一定の数字をもつて価格を表示しないもの
- (4) 同一入札について、2 通以上の入札をしたもの
- (5) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたもの
- (6) 入札者の記名押印がないもの
- (7) 入札書中その要領が不明確のもの
- (8) 不正な行為によりなされたもの
- (9) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の規定に該当するもの（法律行為の錯誤）
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長の定める条件に違反したもの

8. 契約書作成の要否 市契約規則第 33 条に基づき、一般競争入札により落札者が決定したときは、すみやかに沖縄市様式（第 6 号様式）により契約書を作成する。契約締結後に疑義が生じた場合、落札者と沖縄市で誠意をもって協議するものとする。

9. 入札保証金 沖縄市契約規則第 16 条の規定に基づき免除する

10. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する
- (3) 入札執行は 3 回までとする

11. 入札結果の公表

開札に立ち会った入札者に公表する

12. 入札に関する問い合わせ先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 7 階

沖縄市 教育部 生涯学習課 電話番号：098-929-4127